

## 下水道建設事業について ～下水道中期ビジョン改定～

### 1. 下水道について

下水道は、生活環境の快適性及び自然環境を守るために欠くことのできない重要な都市施設であり、普段、下水道を身近に感じることは少ないが、下水道の恩恵を毎日受けており、日常生活になくてはならない公共サービスとなっている。

### 2. 下水道建設事業の状況について

昭和56年度から下水道事業計画区域が供用開始され、普及しているところであるが、施設の老朽化が進み耐震化も含めた対策が課題となっている。

平成25年度に下水道中期ビジョンを策定し、平成26年度から令和5年度を計画期間として「下水道が提供する快適で安全安心な生活環境」実現に向け、公共下水道事業が求められている役割を果たすために、長寿命化対策としてストックマネジメント計画に基づく施設の改築更新等を実施してきている。

### 3. 下水道中期ビジョン改定について

令和5年度期間満了となることから、令和6年度から令和15年度を計画期間とした下水道中期ビジョンへ改定する。

下水道事業を取り巻く環境は、人口減少や節水意識の向上など大きく変化しており、今後10年間の経営状況も勘案し、現状に即した実行可能な施策の方向性を設定のうえ改定を行うものである。

### 4. 業務スケジュールについて

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
下水道中期 ビジョン 改定		● 業務 発注				● 素案 作成		● 原案 作成	● 原案 作成			● 改定 完了
各種手続き						● 委員会 説明			● 委員会 説明	● パブ コメ	● パブ コメ	● パブ コメ

### 簡易水道事業地方公営企業法適化事務について

簡易水道事業の法適用については、総務省からロードマップが示されており、国として法適用化を推進している状況である。

芽室町においては、令和2年4月に下水道事業（公共下水道、集落排水事業、個別排水事業）の法適化を終えており、現在、令和6年4月の簡易水道事業法適用を目指し、準備を進めている。

#### ■法適用の目的

安定した事業経営の実現のために、歳入歳出の両面における経営の健全性の向上を目指すとともに、経営の計画性・透明性の向上を図るなど経営基盤強化のため、地方公営企業法を適用する。

#### ■法適用する事業及び範囲

- ・対象事業：簡易水道事業

（上水道事業会計と会計統合し、1会計2事業とする。）

- ・法適用の範囲：全部適用

#### ■移行内容及びスケジュール

R4 コンサルタントへ委託し、資産調査・評価を実施

R5. 4 会計システム導入・法適用化支援委託契約

R5. 10 会計システム導入、新年度予算編成

R5. 12 関係条例の制定・改廃等を提案

R6. 3 打ち切り決算

R6. 4 公会計への移行。総務省や税務署へ新規事業設置の届け出をする

# 新たなロードマップにおける対象事業について

H31年度～H35年度(5年間)を新たな集中取組期間として、以下の取組を要請

青文字は前回通知により要請していた内容 赤文字は今回通知により新たに要請する予定の内容

	簡易水道	下水道				その他
		流域	公共	集落排水	浄化槽	
都道府県 及び 人口3万人以上の市区町村	<p>平成31年度までに移行することが必要</p>				<p>平成31年度までにできる限り移行対象に含めることが必要</p>	<p>公営企業として継続的に経営を行っていく以上、原則として公営企業会計に移行することが求められることから、平成35年度までにできる限り移行することが必要。 特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討すること。</p>
人口3万人未満の市区町村	<p>平成35年度までに移行することが必要</p> <p>※ただし、すでに廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでないこと。</p>					
<p>「重点事業」: 特に公営企業会計を適用する必要性が高い</p>						